宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域(案)及び、 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(案)

都市整備部都市計画課

1 背景

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落による災害等を踏まえ、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が令和5年5月26日に施行されました。この法律は、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命・身体等を守ることを目的としています。

盛土規制法では、都道府県知事等(*1)が、盛土等により生命・身体に被害を及ぼしうる以下の2つの規制区域を指定することにより規制を行います。区域指定後は、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可等が必要になります。

*1 政令指定都市及び中核市では、その市の市長が区域指定します。

(1) 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が 行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

(2)特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、 地形等の条件から盛土等が行われれば生命・ 身体に危害を及ぼしうるエリア



埼玉県では規制区域(案)のとおり、基礎調査の結果、県内全域(*2)が「宅 地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」のいずれかの規制区域に 該当する見込みです。

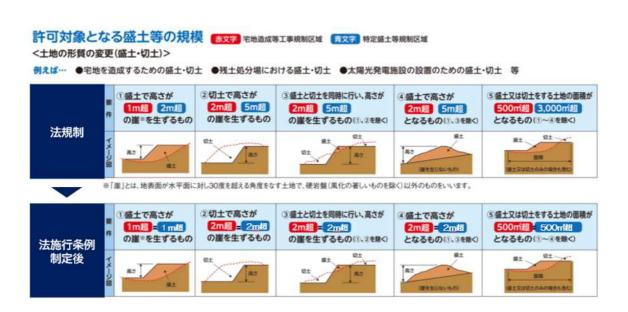
*2 さいたま市、川越市、川口市、越谷市を除く全域です。

2 条例制定の概要

それぞれの規制区域では、規制の対象となる盛土等の規模が異なっており、 「宅地造成等工事規制区域」の方が「特定盛土等規制区域」より厳しい規制となっています。

埼玉県では、既存の盛土に関する条例の規制状況を踏まえ、現行の規制が緩和 されないように、盛土規制法第32条に基づき、「特定盛土等規制区域」の許可 対象規模を引き下げるための条例(*3)を制定する予定です(宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(案))。これにより、盛土規制法の許可対象規模は、県所管分では同一となります。

(*3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(案)の効果は、さいたま市、川越市、川口市、越谷市には及びません。



<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等



3 規制開始 令和7年度中を予定